

# 士幌町第三者認証取得促進給付金

北海道飲食店感染防止対策認証（第三者認証）の取得を促進するため、認証を受けた士幌町内の店舗に給付金を給付します。

## 1. 給付対象者

北海道飲食店感染防止対策認証（第三者認証）を取得した飲食事業者で、以下の(1)～(4)のいずれにも該当する事業者

- (1) 町内で飲食店を営む事業者
- (2) 令和4年12月30日までに認証を取得した事業者
- (3) 令和3年度実施の第三者認証取得促進給付金を受給していない事業者
- (4) 本給付金の申請日まで事業を営み、受給後も引き続き事業を継続する意思がある事業者

## 2. 給付額

1事業者につき 5万円

## 3. 申請方法

以下の申請書類を士幌町産業振興課までご提出ください。

- ① 士幌町第三者認証取得促進給付金給付申請書
- ② 誓約書兼同意書
- ③ 認証の掲示が確認できる写真（認証書の写しでも可）
- ④ 営業許可証の写し
- ⑤ 振込先口座の通帳の写し
- ⑥ 本人確認書類（郵送時のみ）

## 4. 申請期間

令和4年5月13日（金）から令和5年1月10日（火）まで

## 5. お問い合わせ

士幌町役場産業振興課産業振興グループ 01564-5-5213